

【共通選抜】

県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則出願サイトを利用してクレジットカード、コンビニエンスストア又はペイジーで納付します。

次の手順により受検料・入学料を納付してください。

I 受検料 < 950円 > + システム利用料		クレジットカード払い: 42 円 コンビニエンスストア及びペイジー払い: 253 円
1 納付方法		
(1) 出願サイトで志願情報を申請してください。 (2) (1) の申請後、支払方法を選択してください。		
《 注意 》 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合も同じ納付方法です。		
2 支払方法		
クレジットカード、コンビニエンスストア及びペイジー		
3 納付期間		
令和8年1月23日（金）午前9時～1月29日（木）正午		
《 注意 》 (1) 出願サイトで志願情報申請後、受検料の納付が可能になります。 (2) 期間内に納付しなかった場合は受検できません。		
4 受検料の還付		
一度納付された受検料は、原則として還付しません。ただし、次の場合は還付します。還付を受ける場合は、中学校または志願先の高等学校にある「還付請求書」を募集期間終了日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。		
(1) <u>志願先が市立高等学校である</u> にもかかわらず、誤って出願サイトで県立高等学校を志願先とし、受検料を納付した場合（ <u>志願情報校長承認後は還付しません</u> ）。 (2) 県立高等学校の受検料を納付後、志願情報を校長承認するまでの間に進路変更をした、又は志願そのものをとりやめた場合（ <u>志願情報校長承認後は還付しません</u> ）。 (3) <u>志願先が定時制の課程である</u> にもかかわらず、誤って出願サイトでの登録を <u>全日制の課程</u> とし、そのまま受検料を納付した場合（ <u>志願情報校長承認後は還付しません</u> ）。 (4) 一度納付した後に <u>受検料の減免</u> が決定した、又は <u>受検料の減免</u> が決定していたが、出願システムに減免情報が登録される前に受検料を納付した場合。		
※ システム利用料は還付の対象外です。		
5 その他		
原則、上記の納付方法で納付してください。やむを得ない理由で現金納付を希望する方は、現金納付申込書に必要事項を記載の上、志願先の高等学校窓口で納付してください。 また、現金納付は手続に時間を要するため、十分な余裕をもって納付してください。		

II 入学料 < 2,100円 > + システム利用料		クレジットカード払い: 92 円 コンビニエンスストア及びペイジー払い: 253 円
納付方法		
入学料も受検料と同様に、出願サイトを利用して納付します。納付期間、納付方法については、合格発表時に各高等学校からご案内します。		

※受検料・入学料の減免制度については「志願のてびき」に記載していますので参照してください。